

街づくりだより

ひがしぐち

発行(第十号)

主な記事

平成9年4月16日
長野市市街地整備局電話 ○二六
二二五・七二一〇〇

個人情報が公表されたことについて・2面
建築物等の移転にあたって・・・・・3面
審議会の開催と内容他・・・・・4面

◇第六回仮換地指定

平成九年三月二十四日、北中整備促進地区と都市計画道路駅南幹線の整備を進めるため、六七、六九、七五、八九街区の仮換地指定について、土地区画整理審議会に諮問しました。

この諮問に対し、審議会から「適当と認める(付記、反対意見五名)」との答申を同日付でいたしましたので、各権利者に対し、個々に仮換地の指定を行ないます。

◎諮問内容

場所 六七街区の一部

仮換地指定合計面積 約二六、一二三畝

六九街区の一部

約二六、一二三畝

七五街区の一部

約二六、一二三畝

八九街区の一部

仮換地指定率 約十二・三%

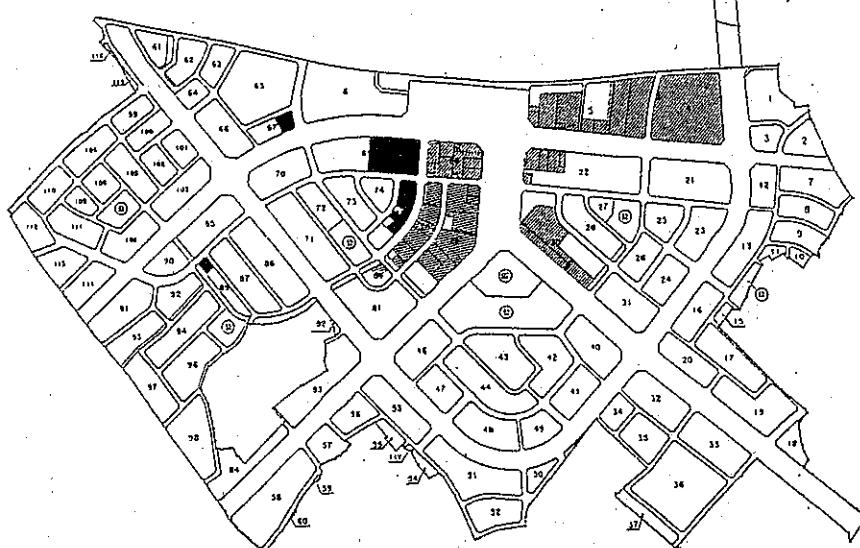
(仮換地指定箇所図参照)

地権者数 三三名

従前地地籍 約六、七六一²m²
仮換地地籍 約六、〇四〇²m²
平均減歩率 約十・七%

今回の仮換地の指定を行なうと
仮換地指定合計面積
になります。
今後も引き続き、公共施設の整備にあわせ、これらに関係する宅地について、順次仮換地指定を進めたいと考えております。

仮換地指定箇所図



非公開個人情報が

公表されたことについて

過日、東口区画整理反対連絡会から換地設計に関する「非公開個人情報」が文書により公表され、市及び特定権利者はもとより、地域住民の不信を招いたことは誠に遺憾であります。

特に、区画整理審議会の諮問事項の内容を歪曲し、換地方法をはじめ、減歩率や換地地積等の決定方法及び移転補償費の不正支出を示唆する内容であり、また、市と特定権利者間の癒着や汚職の疑惑に至る印象を与えたことは許しがたく、名譽を著しく傷つける背信行為であります。

本件について、地域住民の皆様に正しいご理解を得ていただくため、若干説明いたします。

まず、合併換地の背景には、道路等公共施設の未整備地区内に現存する高層ビルの移転を避け、なお、減歩により宅地地積が減少した結果、建築基準法上の不適格建築物となることにより権利者のご協力を得て、他に所有する

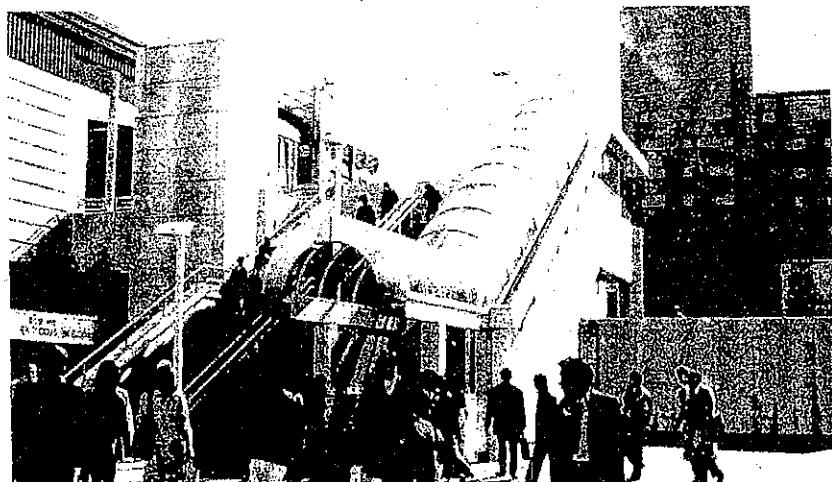
土地を飛び換地により合筆し、土地の正規な利用と区画整理費用の軽減を図る措置です。

また、減歩率については、土地評価基準等により公平に定めたもので、すべての権利者に共通する措置です。

さらに、建物移転費用については、前述の飛び換地の措置により区画整理事業上は対象外であります。次に「優良再開発で補助金を」については、事業者が経済活動の効率性などから市街地再開発法に基づく起業行為で、一定の条件のもとに国・県・市の補助金を得て、移転改築を計画したもので合法事業であります。

市としましては、権利者個々の財産やプライバシーを尊重し、公平主義の原則を貫いて区画整理事業を推進してまいりますので、よろしくお願ひいたします。また、ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

善光寺口のエスカレーター・エレベーターが供用開始されました



長野駅東西自由通路の出入り口となる善光寺口のエスカレーター・エレベーター等が三月三十日に開通しました

階段

エスカレーター

幅 一・二m
五m

エレベーター

幅 一・二m
車椅子仕様

十一人乗り

平成9年4月16日(水)

第10号 ③

☆建築物等の移転

の進め方

仮換地指定

仮換地が指定されると、従前地にある建築物等を仮換地先に移転していただことになります。

移転の進め方は、権利関係（例えば建物所有者、借家人等）や建物の間取り、構造、用途を事前に調査し、移転計画を作成し、移転の時期、方法等を権利者個々にお知らせすることから始まります。

移転は、事前調査の結果を踏まえ、長野市が決定した移転計画に従い、権利者個々に協議しながら進めています。

仮換地指定されてから、移転完了までの移転実施手順は、次のようになります。

建築物等の調査

従前地にかわり、新しく使用し収益していただく換地先の指定です。

移転計画作成

権利関係や建築物等の調査で、移転計画作成及び移転補償金算定のために必要な調査で、事前に調査日時をお知らせし、長野市が委託する業者が調査を行ないます。

移転協議

建築物等の調査結果をもとに、仮換地先の位置や形状、道路、上下水道等の整備状況などを勘査し、移転の方法（移転順位、移転工法等）を決定します。

補償協議

移転の時期や方法、道路や公共埋設物（上下水道、電気等）の移転に関する問題を個々に説明します。必要に応じて、移転に關係のある一定の区域ごとに移転説明会を開きます。

補償契約締結

算定した移転補償額を権利者個々に提示して協議します。

補償金前金の支払い

移転補償額や移転期限について契約を締結します。

建築物等の移転

補償金総額の約半分をお支払いします。

補償金残金の支払い

建築物等の移転完了確認後、補償金残金をお支払いします。

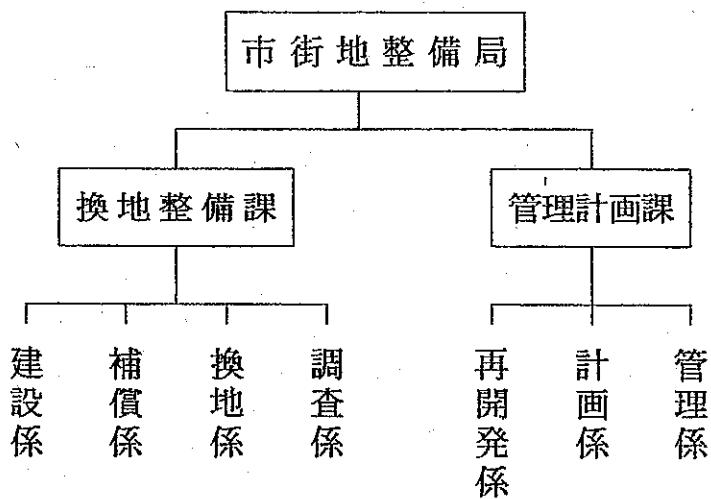
市街地整備局の体制が

変わりました

平成9年4月16日(水)

平成九年四月一日から、市街地整備局の体制が従来の6係体制から二課七係体制になりました。これは、長野駅周辺第二土地区画整理事業をはじめ、市街地再開発事業等、市街地整備事業の進展に効率よく対応できる組織として、機能の強化とサービスの向上を図るもので

市街地整備局組織図



審議会の開催と内容

日程等	主な内容
第十四回 平成九年三月二十四日	仮換地の指定について (諮問)
	六九街区の一部
	七五街区の一部
	八九街区の一部

◎答申内容

平成九年三月二十四日付けで、適当と認める旨(付記、反対意見5名)の答申がありました。

★ 相談窓口

換地設計(案)や今後の事業の進め方等についてわからない事やご質問がありましたら、お気軽にご相談ください。

長野市市街地整備局

長野市栗田九七二番地(旧鉄道病院跡地)

管理計画課	電話	〇一六(二二五)七一〇〇
換地整備課	電話	〇一六(二二四)四九四一
FAX		〇一六(二二四)五〇四九
五九〇五		